

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2022年3月21日付第418号

モスクワ

連邦法「ロシア連邦の内水、領海および接続水域について」第6条第2項第1段落が定める
対抗制限措置の導入および（または）取消しに関する決定の準備および採択の規則の
承認について

ロシア連邦政府は下記を決定する：

ここに添付する「連邦法『ロシア連邦の内水、領海および接続水域について』第6条第2項第1段落が定める対抗制限措置の導入および（または）取消しに関する決定の準備および採択の規則」を承認する。

ロシア連邦政府議長

M.ミシュスチン

2022年 3月21日付

ロシア連邦政府決定第418号により

承認

**連邦法「ロシア連邦の内水、領海および接続水域について」第6条第2項第1段落が定める
対抗制限措置の導入および（または）取消しに関する決定の準備および採択の規則**

1. 本規則は、連邦法「ロシア連邦の内水、領海および接続水域について」第6条第2項第1段落が定める対抗制限措置の導入および（または）取消しに関する決定の準備および採択の手順を定めるものである。
2. 本規則において、対抗制限措置とは、ロシア連邦の国旗を掲げて航行する船舶であって、ロシア連邦の船舶登記簿のうちのいずれかに登記されており、ロシア連邦との関係を有する者が所有権またはその他の適法な根拠にもとづいて運行するもの、およびその活動の最終受益者が何らかの形でロシア連邦と関係を有する者であるところのものが自らの海洋港湾に入港することを制限している外国国家（以下、「外国国家」）の国旗を掲げて航行する船舶であって、外国国家の船舶登記簿に登記されており、外国国家との関係を有する者が所有権またはその他の適法な根拠にもとづいて運行するもの、およびその活動の最終受益者が何らかの形で外国国家と関係を有する者であるところのものにつき、それらがロシア連邦の海洋港湾に入港することを制限する措置を導入することをいう。
3. 対抗制限措置の導入および（または）取消しに関する決定は、ロシア連邦政府がロシア連邦政府指令の形でこれを採択する。
4. 対抗制限措置の導入および（または）取消しに関するロシア連邦政府指令草案（以下、「政府指令草案」）作成の事由となるのは、ロシア連邦の国旗を掲げて航行する船舶であって、ロシア連邦の船舶登記簿のうちのいずれかに登記されており、ロシア連邦と関係を有する者が所有権またはその他の適法な根拠にもとづいて運行するもの、およびその活動の最終受益者が何らかの形でロシア連邦と関係を有する者であるところのものに対して外国国家の海洋港湾に入港することを制限する措置の導入および（または）取消しを立証するようなロシア連邦外務省から受け取った情報がロシア連邦運輸省に存在することである。
5. ロシア連邦運輸省は、ロシア連邦運輸省が本規則第4項に掲げる情報を受領した日から5労働日以内に、次に掲げる事項を記載した政府指令草案を作成する：
 - 外国国家の名称；
 - 導入されるおよび（または）取り消される制限措置の一覧。
6. 政府指令の草案は、ロシア連邦外務省、ロシア連邦国防省およびロシア連邦保安庁の合意を得るものとする。

その際、本項第1段落が定める連邦行政機関との間での政府指令草案の合意の期限は、当該の草案が送達されてから4時間以内とする。

本項第1段落が定める連邦行政機関に合意のために政府指令草案が送達された時点から4時間が経過してもこれら機関から合意に関する情報または意見が発出されなかった場合、政府案草案は合意されたものとみなされる。